

事業主の皆様、 熊本の『働き方改革』を すすめるため、 自主宣言しましょう！

働く人の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、非正社員の処遇改善等の「働き方改革」を進めていくことが求められています。

このため、熊本労働局では、「働き方改革」推進に向けた取組、企業への働きかけや気運の醸成を図ることを目的として、「働き方改革推進熊本地方協議会」を平成27年12月に設置しました。

当協議会では、熊本地震の復旧・復興需要の中、人手不足が深刻な問題になっている県内の雇用失業情勢において、人材の県外流出を防ぐとともに、県内の事業主が働き方改革に取組み、「働きやすい、魅力ある企業」であることをPRするための一助として、**県内企業の事業主に「働き方改革宣言」**をしていただき、熊本労働局のホームページでご紹介いたします。

企業・団体等で、自ら目標や取り組みを掲げて宣言する「働き方改革宣言」を募集します。

1 応募資格

熊本県内で活動する企業（法人、団体、個人事業主等）、地方自治体、労働組合 等（本社以外も可）

2 応募方法

裏面の「くまもと働き方改革宣言」用紙にご記入の上、熊本労働局雇用環境・均等室まで、郵便又はファックスにて、お送りください。

送付先： 郵便：〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階
ファックス：096-352-3876

3 熊本労働局ホームページへの掲載について

企業名・所在地（市町村まで）・業種及び「くまもと働き方改革宣言」は、熊本労働局ホームページに掲載させていただきます。

問合せ先： 熊本労働局 雇用環境・均等室
電話 096-352-3865

くまもと働き方改革宣言

労使の意識改革を進め、効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現や時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした『働き方改革』を強く進めることが重要との共通認識の下、県内で働き意欲のあるすべての人が個性と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、『働き方改革』を進めることを促進するため、以下の取組を開始します。

(働き方改革の取組をいつまでにどの水準までにするため、どのような取組を行うか、をお書きください)

平成 年 月 日

(企業・団体の名称)

(代表者職氏名)

印

(企業・団体の所在地)

業 種

作成担当者

職氏名

連絡先(電話番号)

(送付先)〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

熊本労働局雇用環境・均等室 FAX096-352-3876